生駒市条例第12号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年3月生駒市条例 第3号) の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」 に改め、同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めると ころにより、当該子を養育する」とあり、」を削る。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第19条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

- 第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に 至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資 する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」と いう。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求 又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認す るための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(

4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるように するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
  - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
  - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 第2条 生駒市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月生駒市条例第1号) の一部を次のように改正する。
  - 第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第2 9項」を「第61条の2第20項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。